

仕 様 書

1. 件 名 (長期継続契約) 特別徴収税額通知書用圧着機賃貸借
2. 賃貸借期間 令和7年5月1日から令和13年4月30日まで(72ヶ月)
3. 納入期限 令和7年4月28日
4. 担当部課 市川市財政部市民税課

5. 賃貸借物件 プレスル B e e A3タイプ
1台

※本件は、賃貸人が所有する上記物件を市川市(以下「賃借人」という。)が借り受け、賃料を支払うものである。

6. 納入場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市財政部市民税課

7. 物件設置場所 市川市八幡1丁目1番1号 市川市財政部市民税課

8. 納品及び設置

ア) 納品、設置及び接続調整等の設置に係る費用は、すべて賃貸人の負担とする。

イ) 物件は、使用可能な状態に調整し納品すること。

ウ) 納品及び設置は、協議の上担当職員の指示に従うこと。

エ) 納品時に発生した梱包材、養生材は賃貸人が責任をもって引き取ること。

オ) 納品後、担当職員の立会いの下、動作確認を行い検収すること。

カ) 納品物件の取扱い方法及び設定方法について、取扱説明書の提出とともに、市職員に対し操作説明を行うこと。

9. 納品物件

「5. 賃貸借物件」に示された物件に係る以下のドキュメントを、「4. 担当部課」で指定した場所に、期限までに納品すること。

納品物件一覧表

NO	納品物件	期限
1	体制表(納入後の連絡先を含む)	契約日から7日以内
2	賃貸借物件に関する取扱説明書(写しでも可)	納入期限まで
3	賃貸借物件に関する保証書(写しでも可)	

1 0. 賃貸借期間終了後について

- (1) 賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。
- (2) 賃借人の希望により、契約満了後に再リース契約を締結できるものとする。

1 1. 秘密の保持

- (1) 賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 2. 契約不適合責任

本契約による賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して、契約に適合しないことを賃借人が認識した場合、認識した時点から1年以内の間に賃貸人に対する通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

1 3. 動産総合保険の付保

- (1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。
- (2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

1 4. 賃貸借物件の維持

賃貸借物件の保守（ハードウェア）は、機器製造会社等が提供するメンテナンスサービスパッケージ（延長保証サービスパッケージ）による保守契約を基本とするものとし、保守業務を技術作業担当の事業者へ委託しても良いが、「9. 納品物件」に従って提出する体制表に、当該事業者を明示すること。

ただし、「1 2. 契約不適合責任」で規定した内容が優先するものとする。

1 5. 公租公課

物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

1 6. 権利義務の譲渡の禁止

賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

17. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、賃借人と賃貸人とは協議して定めるものとする。
- (2) 契約履行上の疑義については、賃借人と賃貸人が協力して解決すること。
- (3) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 貸貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 貸貸人は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず賃借人の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。貸貸人自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 貸貸人は、賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、賃借人の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 貸貸人は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 貸貸人がこの契約の事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は貸貸人自

らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡し、若しくは賃借人の指示に従い抹消するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（賃貸人の事業所への立入検査に応じる義務）

第11条 賃借人は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る賃貸人の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は賃貸人に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 賃貸人は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（損害賠償義務）

第12条 賃貸人が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、賃貸人はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。